

第 11 期多治見市分別収集計画

令和 7 年 6 月 2 5 日

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型社会を形成していく必要がある。平成 12 年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、ごみ減量や再資源化（リサイクル）の推進に向けた取り組みが、市民活動や企業活動、そして多くの自治体の具体的行動につながっている。

多治見市では、市民の協力を得て、国内他市に先駆け昭和 58 年からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収（平成 3 年～）や生ごみ処理容器の助成制度（昭和 60 年～）、指定ごみ袋制（平成 9 年～）など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきた。

平成 10 年度には、環境庁（現環境省）のモデル都市として、ごみを資源として活用し「脱焼却」「脱埋立」を目標とする「循環型社会システム構想」を策定した。この計画は、年次目標を設定し、その目標ごとにハード面とソフト面を充実させて、資源化率を上げることにより、循環型社会を目指していくものである。その事業として、平成 12 年 4 月から資源ごみの種類を増やし、家庭ごみの 23 分別収集を開始。さらに平成 24 年 4 月から陶磁器食器を追加し、「23 分別+1区分」収集を開始した。この取り組みにより、市民の意識はより高揚し、着実にごみ減量や再資源化を進め、平成 28 年度に最終検証を行い一般廃棄物（ごみ処理）基本計画へ継続している。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、具体的な推進方策を明らかにするとともに、市民と事業者と市が連携・協力して取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制と減量化及び再資源化（リサイクル）の推進
- ②市民と事業者と行政が連携・協力し施策に取り組む
- ③本計画の推進に向けた環境教育の充実

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8（2026）年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 12（2030）年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
容器包装廃棄物	1,019t	1,008t	998t	988 t	977 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民と事業者と市が連携・協力を図るものとする。

また、多治見市廃棄物減量等推進審議会等による市民参加での計画の進行管理を図り推進する。

（1）ごみの分別収集の更なる推進

①メディアを用いた情報の発信

- ・ 広報紙にごみの減量及び資源の分別方法等の啓発記事を掲載。
- ・ コミュニティFMでごみに関する情報を定期的に放送。
- ・ ホームページでごみの減量や再資源化（リサイクル）について啓発。

②環境イベント等の開催

環境フェア等、環境イベント等を開催し、ごみ減量や再資源化（リサイクル）の重要性を啓発する。

③ごみ減量協力店の拡大

再生品の販売や簡易包装の推進等、ごみ減量や再資源化（リサイクル）に取り組んでいる市内のスーパー、商店等をごみ減量協力店として認定し、再生品の利用拡大及び簡易包装、レジ袋削減等の拡大を図る。

④おとどけセミナー等の実施

おとどけセミナーやごみ処理施設の見学会の実施等により、市民や事業者に対して、ごみの減量及び資源の有効利用、ごみ処理施設の現状と課題、処理経費の縮減対策等の情報を提供する。

⑤分別方法の周知

ごみカレンダー、「ごみとのつきあい方」を全戸配布し、市民に資源化の啓発。

（2）エコ商品の購入促進

環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的購入を促進する。

（3）環境教育や学習の充実

①幼稚園、保育園、学校における環境教育

身近なごみの減量化の紹介等を通じ、幼児期からごみ減量や再資源化（リサイクル）意識の定着化を図り、4Rの実践や家庭ごみの「23分別+1区分」収集の取り組み、資源集団回収の取り組み、施設見学等の体験学習、外部講師による授業等を行う。

②リサイクルプラザの活用

平成15年度に運用を開始したリサイクルプラザを活用し、再資源化（リサイクル）情報の提供とともに、再生品や不用品等の展示及び交換の場を提供し、紙すき等のリサイクルの実践を体験できる場を設ける。

③市民向け講座等の開催

エコクッキング教室等、ごみ減量に関する市民向け講座を開催する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶・その他の金属類
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	無色ビン 茶色ビン <ul style="list-style-type: none"> ┌ 緑色ビン └ 黒色ビン その他色のビン、化粧品品のビン、ガラス製品一升ビン（生きビンとして） ビールビン（生きビンとして）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	ざつ紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	PETボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表示） PETボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装で、色・柄のある発泡スチロール製食品トレイ（以下色・柄トレイと表示）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度		令和12 (2030)年度	
主として鋼鉄の容器包装	14.2 t		14.0 t		13.9 t		13.7t		13.6 t	
主としてアルミニウム製の容器包装	39.0 t		38.6 t		38.2 t		37.8 t		37.4 t	
無色のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	185.1 t		183.2 t		181.3 t		179.4 t		177.5 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	185.1t	0.0 t	183.2t	0.0 t	181.3t	0.0 t	179.4t	0.0 t	177.5t	0.0 t
茶色のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	113.8 t		112.6 t		111.5 t		110.3 t		109.2 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	113.8t	0.0 t	112.6t	0.0 t	111.5t	0.0 t	110.3t	0.0 t	109.2t	0.0 t
その他のガラス製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	74.8 t		74.0 t		73.3 t		72.5 t		71.7 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	74.8t	0.0 t	74.0t	0.0 t	73.3t	0.0 t	72.5t	0.0 t	71.7t	0.0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	12.1 t		12.0 t		11.8 t		11.7		11.6 t	
主として段ボール製の容器包装	132.9 t		131.5 t		130.1 t		128.8 t		127.4 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0.0 t	0 t	0.0 t	0 t	0.0 t	0 t	0.0 t	0 t	0.0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71.5 t		70.7 t		70.0 t		69.3 t		68.6 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	71.5 t	0 t	70.7 t	0 t	70.0 t	0 t	69.3 t	0 t	68.6 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	18.6 t		18.4 t		18.2 t		18.1 t		17.8 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	5.5 t	13.1 t	5.5 t	12.9 t	5.4 t	12.8 t	5.4 t	12.7 t	5.3 t	12.5 t
(うち白トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5.5 t		5.5 t		5.4 t		5.4 t		5.3 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	5.5 t	0 t	5.5 t	0 t	5.4 t	0 t	5.4 t	0 t	5.3 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、多治見市第8次総合計画将来人口の予測を参考に推計し、各年度の変動率を次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
100,402人 (対前年度比) -1.04%	99,358人 (対前年度比) -1.04%	98,324人 (対前年度比) -1.04%	97,302人 (対前年度比) -1.04%	96,290人 (対前年度比) -1.04%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の収集・運搬業務は、委託業者により実施する。なお、市民団体が自主的に回収している資源集団回収については、引き続き支援していく。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階	備考
金属類	スチール製容器	飲料缶・その他の金属	委託業者による 定期収集	委託業者	資源集団回収実施 団体等による回収 も並行実施
	アルミ製容器	飲料缶・その他アルミ類			
ビン類	無色のビン 茶色のビン その他のビン	無色ビン 茶色ビン 〔 緑色ビン 黒色ビン その他色のビン、 化粧品のビン、 ガラス製品 一升ビン (生きビンとして) ビールビン (生きビンとして)	委託業者による 定期収集	委託業者	
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による 定期収集	民間業者	資源集団回収実施 団体等による回収 も並行実施
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器 包装	ざつ紙			
プラスチック類	PETボトル	PETボトル	委託業者による 定期収集	委託業者 市	
	その他のプラス チック製容器包装	白色トレイ			
		色・柄トレイ			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、PET ボトルは三の倉センター、その他のプラスチック（トレイ）は大畑センターで選別、圧縮、保管等を行うが、品目によっては直接委託業者が選別等の中間処理を行う場合がある。

飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装は、直接、民間業者へ搬入する。

分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【排出段階】				
1. 排出容器				
①コンテナ	a 金属類（その他の金属） bビン類	仕様～プラスチックコンテナ 材質：樹脂製 容量：65cm×45cm×35cm 数量：ステーション1箇所当たり 10個程度配置	市	aその他の金属類として収集 b無色ビン、茶色ビン、緑色ビン、黒色ビン、その他色ビン・化粧品のビン・ガラス製品、一升ビン（生きビンとして）、ビールビン（生きビンとして）の区分で収集
②折畳み式かご	a 金属類（飲料缶） cPETボトル dトレイ	仕様～折畳式収納容器 材質：ポリエチレン 容器：80cm×80cm×80cm 数量：ステーション1箇所当たり 5個程度配置	市	a飲料缶として収集 cPETボトルとして収集 d白色トレイとして収集 d色・柄トレイ発泡スチロールで収集
③容器なし	e飲料用紙製容器 f段ボール gその他の紙製容器包装	容器を使用しない	市	e飲料用紙パックとして収集 f段ボールとして収集 g ぎつ紙として収集
2. 集積場所				
	a～g	約600箇所のリサイクルステーション	住民	

分別収集に必要な施設計画 (その2)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【運搬段階】				
1. 専用車両				
①パッカー車	a 金属類	(仕様) パッカー車 形式：最大積載量 1,750 k g 最大積載量 1,900 k g 最大積載量 2,000 k g 最大積載量 2,650 k g 数量：5台 (1,750 k g 2台 他は 各1台ずつ)	民間	パッカー車で収集
	e 飲料用紙製容器	(仕様) パッカー車 a金属類と併用	民間	パッカー車で収集
	f 段ボール			
	g その他の紙製容器包装			
②低床トラック	b ビン類	(仕様) 低床トラック 形式：最大積載量 3,000 k g 数量：4台	民間	低床トラックで収集
	c PETボトル	(仕様) 低床トラック bビン類と併用	民間	低床トラックで収集
	d トレイ	(仕様) 低床トラック bビン類と併用	民間	低床トラックで収集

分別収集に必要な施設計画 (その3)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【中間処理段階】				
1. 再生施設				
リサイクルプラザ (主要機器仕様)				
①選別圧縮設備	a 金属類	受入：直接投入式 選別：磁選機（スチール缶） 選別：アルミ選別機（アルミ缶） 上記機器の能力：各0.3 t /時	市	令和2年から大畑センターで稼働 (金属類の分別収集は昭和48年から)
	bビン類	(主要機器仕様) 選別：上屋付ストックヤードにて手選別 180㎡	市	平成17年からリサイクルプラザ稼働 (ビン類の分別収集・手選別は昭和58年から)
	cPETボトル	(主要機器仕様) 選別：上屋付選別場にて手選別コンベヤ 受入：直接投入方式 減容：圧縮梱包機（能力：1 t /日）	市	平成17年からリサイクルプラザ稼働
	dトレイ	(主要機器仕様) 選別：上屋付ストックヤードにて手選別144㎡	市	平成11年大畑センターに設置
②ストックヤード	a金属類	屋外ストックヤード300㎡	市	昭和57年大畑センターに設置
	bビン類	上屋付ストックヤード180㎡	市	平成17年からリサイクルプラザ稼働
	cPETボトル	上屋付ストックヤード30㎡	市	平成17年からリサイクルプラザ稼働
	dトレイ	上屋付ストックヤード144㎡	市	平成11年大畑センターに設置
③その他	e飲料用紙製容器 f段ボール g その他の紙製容器包装	回収後、民間ストックヤードへ直接、搬入	民間	民間ストックヤードへ

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

（1）資源集団回収の促進

P T Aや子ども会、町内会等における資源集団回収を促進するため、奨励金制度の継続を図る。

（2）ごみの減量化・資源化等について審議の推進

市民と事業者等からなる多治見市廃棄物減量等推進審議会を中心に、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化等についての審議を進める。

（3）ごみの減量化・資源化等の情報の発信

メディア、イベント、おとどけセミナー等で、ごみの減量化・資源化等の情報の発信をする。